平成29年度 事務の共同実施 当初計画書

拠点校名 宇部市立上宇部中学校

1 実施目的

- (1) 学校事務の効率化・平準化・適正化を図るとともに、教員が教育に専念できるような環境を 整備するため、学校における事務処理を充実させるための体制づくりを行う。
- (2) 事務職員が教員と協働しながら学校運営に積極的に参画することにより、学校の総合力の向上を図る。
- (3) 宇部市教育委員会及び各学校間で連携し、地域全体の学校事務を組織的・効率的に行うことにより、より正確で質の高い事務の提供を行う。
- (4) 宇部市教育委員会と連携し、組織的・計画的な研修を実施することにより、事務職員の資質 向上に資する。

2 実施方法

- (1)研究組織(組織名)、構成員 < P3参照>
- (2) 運営方法
 - ① 「学校事務の共同実施要綱」による。 < P 4 参照 >
 - ② 「宇部市小・中学校事務共同実施運営協議会設置要綱」による。 < P 5 参照 >
 - ③ 「宇部市小・中学校事務共同実施会設置要綱」による。 < P 5 参照 >
- (3) 共同実施会等の開催回数
 - ① 運営協議会 —— 年2回(5·2月)
 - ② 共同実施会 ____ 「宇部市小・中学校事務共同実施会設置要綱」による。
 - ●全体(研修を含む)・・・・年3回:4・8・2月
 - ●ブロック・・・・・・・年3回:5・10・1月
 - ●プロジェクト・・・・・年3回:6・8・12月

(4) その他

- ① 共同実施に係る情報を共有するため、県下の共同実施組織との連携を図る。
- ② 共同実施事業における事務職員定例業務の統一化を定着させるため、手引き作成等について、宇部市小中学校事務研究会との連携、調整を図る。

3 実施内容

- (1) 事務部門の強化対応に係る業務(教員が教育に専念できるような環境整備のための取組)
 - ① 事務職員の中学校区内における小中学校間連携・・・各ブロック対応【1/3年次】 ア 保護者や地域に見える学校事務の改善
 - (ア) 学校徴収金関係事務(徴収方法等)の統一化
 - (イ) 学校徴収金等の校内会計処理及び服務・諸手当関係書類等の確認、点検
 - イ 事務職員のコミュニティスクールへの参画推進
 - 事務職員のキャリアステージに応じた参画ガイドラインの作成
 - ② 教員と事務職員が協働する校内事務のシステム化・・・各学校対応
 - 学年教材会計、予算執行、文書管理、備品管理事務の全市共通処理方法の定着化
- (2)事務処理の適正化・効率化・統一化に係る業務(事務の効率化・平準化・適正化に向けた取組)
 - ① 教頭との連携による服務・手当関係書類等の校内処理及び相互確認体制の確立
 - 服務・勤務実績関係書類等の全市共通方法による事務処理の定着化
 - ② 事務職員定例業務のシステム化・・・・・・プロジェクト班対応
 - ア 事務職員作成資料等の活用による処理の効率化、効率化を図る資料作成
 - イ 給食関係事務の処理方法の定着化
 - ③ 自己目標シートを活用した校内事務処理の適正化・統一化に向けた事務改善

(3) 事務職員の資質能力向上等に関する研修(事務職員の資質能力向上・人材育成のための取組)

- ① 新規採用・若年(主事)・臨時的任用事務職員対象・・・・年4回:4・8・12月 ア スキルアップに関する研修(職務理解、法令研修、綱紀保持)
 - イ 月別・例月事務に関する実務研修
- ② 新規採用事務職員対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・小・中学校各 1 校: $12\sim1$ 月
 - 大規模小・中学校訪問研修
- ③ 中堅事務職員(主任主事、事務主任:50歳未満)対象・・年3回:6・8・12月
 - リーダー養成・スキルアップに関する研修
- ④ 全事務職員対象(全体共同実施会の中で実施)・・・・年2回:8・2月
 - ア 学校運営への参画、学校の総合力向上に関する研修
 - イ 実務に関する研修(給与、旅費、服務、事務ネット、市会計等)
 - ウ 各事務内容の制度に関する専門研修(就学援助・教育扶助・特別支援就学奨励費)
 - エ その他資質能力向上に関する研修(接遇・パソコン等)

(4) 訪問支援業務(学校事務職員の資質能力向上のための取組:新規採用事務職員所属校等に対する支援)

① 連携校、拠点校

【年2回程度:1・2学期】

- ア 管理職等への実施内容等の周知、校内取組に対する協力依頼、実施内容等の中間報告
- イ 手当認定・年末調整関係書類の点検、結果報告及び指導助言
- ウ 事務職員の学校運営への参画等、定例業務処理方法の定着に向けた指導助言、支援
- エ 教員と事務職員が協働する校内事務の定着に向けた指導助言、支援
- オ 校内会計処理状況の点検、適正な会計処理に向けた指導助言、業務支援
- ② 新規採用・臨時的任用・若年(主事)事務職員所属校 【随時】
 - 事務処理全般に関する業務支援、指導助言
- ③ 市外転入事務職員所属校

【年度当初】

- ア 市費に関する業務支援、指導助言(市会計、財務会計システム、就学援助費)
- イ 給食費・文書・学校徴収金関係事務等に関する業務支援、指導助言
- ④ 県費負担に係る事務等監査対象校

【監査前】

- 監査対象書類等の再照合・点検、書類等の修正及び持参書類の整備支援
- ⑤ その他対象校

【随時】

- 適正な校内事務処理の効率化・定着化に向けた業務支援、指導助言
- (5) 市教育委員会、関係機関との連携(その他の取組: 各学校と市町教育委員会及び各学校間の連携)
 - ① 市費関係既存事務の適正かつ効率的な処理に向けた協議(就学援助費、給食関係事務等)
 - ② 校長会等との連携による共同実施事業の取組推進及び定着化
- (6) 共同実施事業の周知に向けた業務(その他の取組)
 - ① 新任及び転入校長への事業内容等の取組状況説明(4月上~中旬)
 - ② 教頭・教諭 (ミドルリーダー・若手) 研修会での事業内容等の説明
 - ③ 共同実施だより「学校事務の共同実施!!」の発行(年3回)
 - ④ 実施内容に対する事業評価の実施(校内、全体)

(7) 事務長 (総括長)・運営責任者による業務 (その他の取組:事務職員の学校運営への参画に向けた支援)

- ① 適正な校内事務処理の定着化に向けた支援(服務・勤務実績関係書類の作成、決裁手順等)
 - 教頭・教諭(ミドルリーダー・若手)での説明
- ② 市教委グループウェア (スカイ・スクール・エージェント) 掲載資料の追加・更新
- ③ 教職員への情報提供に関する事務だより「発信!! つながり」の発行(年4回程度)
- ④ 教材備品購入に係る見積書提出の業者への一括依頼(5・6・9月)
- ⑤ 事務処理の適正・効率化及び事務職員の学校運営への参画に向けた指導助言、業務支援

平成29年度 「きめ細やかな学習指導や教育の情報化の支援等のための 事務部門の強化対応を行う学校」実施組織

- 1 組織名 宇部市小・中学校事務共同実施協議会
- 2 組織図

宇部市小・中学校事務共同実施協議会

宇部市小•中学校事務共同実施運営協議会

≪宇部市教育委員会≫

(会長)

教育長

(副会長) 学校教育課長

(事務局長) 学校教育課担当職員

- 〇 総務課長
- 総務課担当職員

≪拠点校≫

(副会長) 拠点校校長(共同実施会統括長)

- 〇 拠点校事務長(共同実施会総括長)
- 拠点校運営責任者

≪連携校≫

- 小・中校長会長
- 小・中教頭会長
- 小・中教務主任会長
- 小・中事務研究会理事長
- 各ブロック代表校校長 (ブロック長)
 - 各ブロック代表校事務職員(ブロック責任者)



宇部市小,中学校事務共同実施会

【拠点校:上宇部中学校】 (統括長) 校長

(総括長) 事務長

(運営責任者) 主査又は事務主任

※ ブロック代表校は太字で表記

プロジェクト班

班長:統括長が指名した者 班員:事務職員代表者

東部ブロック (連携校)

ブロック長 : 校長

ブロック責任者

・ツク 貝任石 :事務職員

東岐波小学校

西岐波小学校

の校長、事務職員

中東部ブロック (連携校)

ブロック長

:校長

ブロック責任者

:事務職員

恩 田小学校

上宇部小学校

の校長、事務職員

中西部ブロック (連携校)

ブロック長

: 校長

ブロック責任者

:事務職員

新 川小学校 鵜ノ島小学校

藤山小学校

小羽山小学校 川 上小学校 桃 山中学校

藤 山中学校 川 上中学校

の校長、事務職員

西部ブロック (連携校)

ブロック長

: 校長

ブロック責任者

: 事務職員

厚 南小学校 原 小学校

原 小学校 西宇部小学校

黒 石小学校

吉 部小学校

万 倉小学校

船 木小学校

厚南中学校

黒 石中学校

楠 中学校

の校長、事務職員

学校事務の共同実施要綱

宇部市教育委員会

1 目的

- (1) 学校事務の効率化・平準化・適正化を図るとともに、教員が教育に専念できるような環境を整備するため、学校における事務処理を充実させるための体制づくりを行う。
- (2) 事務職員が教員と協働しながら学校運営に積極的に参画することにより、学校の総合力の向上を図る。
- (3) 宇部市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び各学校間で連携し、地域全体の学校事務を 組織的・効率的に行うことにより、より正確で質の高い事務の提供を行う。
- (4) 教育委員会と連携し、組織的・計画的な研修を実施することにより、事務職員の資質向上に資する。
- 2 組織及び運営体制 (別紙 組織図参照)
- (1) 組織
- ① 宇部市小・中学校事務共同実施協議会(以下「協議会」という。)
 - 協議会の役割

学校事務の共同実施を推進することにより、学校運営の円滑化を図り、学校教育の支援を行う。

- ② 宇部市小・中学校事務共同実施運営協議会(以下「運営協議会」という。)
- 運営協議会の役割

設置要綱による。(別紙 宇部市小・中学校事務共同実施運営協議会設置要綱参照)

- ③ 宇部市小・中学校事務共同実施会(以下「共同実施会」という。)
- 共同実施会の役割

設置要綱による。(別紙 宇部市小・中学校事務共同実施会設置要綱参照)

- (2) 運営体制
- ① 宇部市立小・中学校に所属する校長及び事務職員で構成する。
- ② 拠点校
- 教育委員会は、共同実施事業推進の中心となる拠点校を1校指定する。
- 教育委員会は、拠点校に事務長、共同実施業務に専念する運営責任者及び事務職員を置く。
- ③ ブロック代表校
- 教育委員会は、各ブロックにブロック代表校(原則として主査配置校)を1校指定する。
- 3 拠点校
- (1) 拠点校は、次に掲げる者で構成する。
- ① 拠点校の校長
- ② 拠点校の事務長
- ③ 拠点校の運営責任者
- (2) 拠点校に統括長を置く。
- ① 統括長は、拠点校の校長を充てる。
- ② 統括長は、全ブロック・プロジェクト班で編成する共同実施会組織(以下「共同実施会」という。) を統括する。
- (3) 拠点校に総括長を置く。
- ① 総括長は、拠点校の事務長を充てる。
- ② 総括長は、統括長の監督を受け、共同実施会を総括し、その円滑な運営を図る。
- (4) 総括長は、必要に応じて共同実施会を招集し、その主宰のもとに必要な事項について協議する。
- ① 共同実施会の運営に関する事項
- ② 共同実施会の実施計画に関する事項
- ③ その他共同実施会に関する事項

- (5) 拠点校に運営責任者を置く。
- ① 運営責任者は、拠点校の事務職員(主査又は事務主任)を充てる。
- ② 運営責任者は、共同実施業務に専念し総括長を補佐する。また、その円滑な運営に努めるため、 次に掲げる業務を行うものとする。
- ア 県教育委員会、教育委員会等との連携
- イ 組織内連携校間の調整
- ウ 他市町拠点校との連携
- エ 共同実施事業の運営と進行管理
- オ 共同実施会等関係会議の企画と運営
- カ 事務職員研修の企画と運営
- キ 新規採用・若年・臨時的任用事務職員等配置校、事務職員未配置校等への支援
- ク 共同実施業務に係る旅費の調整
- ケ 関係組織(県事研、市事務研等)との調整

4 業務

共同実施事業に関する業務内容は、概ね次のものを基本とする。ただし、実態に応じた弾力的な扱いも可とする。

- (1) 公費に係る効率的な執行と適正化
- (2) 学校徴収金等の効率的な執行と適正化
- (3) 教員が教育に専念できる環境整備につながる支援
- (4) 事務職員未配置校等の支援による学校間の事務処理水準の均衡化
- (5) 学校事務職員の資質能力向上等を図る研修の開催
- (6) 学校運営への参画に係る支援
- (7) その他

5 服務

- (1) 業務に伴う旅行命令は、県費旅費予算の範囲内で本務校校長が行う。
- (2) 共同実施業務の職務遂行において知り得たブロック内等の個人情報の取扱いについては、細心の 注意を払うと同時に、地方公務員法第34条に規定する守秘義務について厳守する。
- (3) 総括長、運営責任者による兼務業務の範囲は、教育委員会が別に定める。

6 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

付 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

付 目

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

付 田

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

+ Bil

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

(→ B)

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

宇部市小,中学校事務共同実施会設置要綱

宇部市教育委員会

1 設置目的

宇部市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び拠点校の校長、事務長、運営責任者や宇部 市立小・中学校(以下「小・中学校」という。)の各代表からなる宇部市小・中学校事務共同実施運 営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置し、市全体の共同実施事業の推進及び運営のあり方 等の協議を行う。

2 組織

運営協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 教育委員会教育長、教育委員会学校教育課長、教育委員会総務課長、教育委員会担当職員
- (2) 小・中学校校長会長、小・中学校教頭会長、小・中学校教務主任会長、小・中学校事務研究会理事 長
- (3) 拠点校校長、拠点校事務長、拠点校運営責任者
- (4) 各ブロック代表校長、各ブロック代表校事務職員

3 役職

- (1) 運営協議会に会長1人、副会長を2人置く。
- (2) 会長には、教育委員会教育長を充てる。
- (3) 会長は、運営協議会を代表し、円滑な運営を図る。
- (4) 副会長には、教育委員会学校教育課長、拠点校校長を充てる。
- (5) 副会長は、会長を補佐する。

4 所掌事項

- (1) 運営協議会の招集は、必要に応じて会長が行う。
- (2) 運営協議会は、会長が主宰し、次の事項について協議する。
- ① 共同実施会により適正化・効率化が図られる学校事務・業務の協議
- ② 小・中学校と教育委員会との効率的・効果的な連携方法の協議
- ③ 共同実施会による学校運営全般の支援体制の協議
- ④ その他、小・中学校及び教育委員会の共同実施会に関する必要な事項

5 事務局

- (1) 運営協議会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。
- (2) 事務局には、事務局長を置く。
- (3) 事務局長は、教育委員会学校教育課の担当職員を充てる。
- (4) 事務局長は、運営協議会を企画し、会の円滑な運営に努める。

6 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

- この要綱は平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は平成28年4月1日から施行する。

1 設置目的

宇部市教育委員会

宇部市立小・中学校(以下「小・中学校」という。)における拠点校及び連携校の校長、事務職員 を中心に、宇部市教育委員会及び小・中学校の教職員と連携した組織を編成し、共同実施事業を推進 することにより、学校運営の円滑化を図り、学校教育の支援を行う。

2 組織

小・中学校に所属する校長及び事務職員で構成する。

(別紙 組織図参照)

(1) 拠点校

拠点校の構成及び業務については、「学校事務の共同実施要綱」による。

- (2) ブロック
- ① ブロックは次に掲げる者で構成し、小・中学校を4ブロック(東部、中東部、中西部、西部)に 分け、共同実施事業の具体的な取組を円滑に行う。
 - ア 拠点校、連携校の校長
- 拠点校の事務長、運営責任者
- ウ拠点校、連携校の事務職員 ② ブロックにブロック長を置く。
- ア ブロック長は、ブロック代表校の校長を充てる。
- イ ブロック長は、ブロックを代表し、その円滑な運営を図る。 ③ ブロック長は、必要に応じ会長が招集した協議会に参加し、その主宰のもとに必要な事項につい て協議する。
 - ア ブロック共同実施会の運営に関する事項
 - イ ブロック共同実施会の実施計画に関する事項
 - ウ ブロック、その他共同実施会に関する事項
- ④ ブロックにブロック責任者を置く。
- ア ブロック責任者は、ブロック代表校の事務職員を充てる。
- イ ブロック責任者は、ブロックを代表し、その円滑な運営(拠点校との連絡調整、ブロック内の 連絡調整会の運営等) に努める。
- (3) プロジェクト班
- ① プロジェクト班は、次に掲げる者で構成し、共同実施事業における重点的な実施内容の推進に向 けた取組を行う。
- ア 拠点校の事務長、運営責任者
- イ 拠点校、連携校の事務職員の代表者
- ② プロジェクト班に班長を置く。
- ア 班長は、統括長が指名する。
- イ 班長は、班の円滑な運営を図る。

- (1) ブロック共同実施会における業務の具体的な取組は、運営責任者及びブロック責任者を中心とし て事務職員が行い、指導助言はブロック長又は会場校校長並びに総括長が行う。
- (2) ブロック共同実施会の開催は、原則として各学期に1回半日とする。ただし、実施内容の早急な取 組が必要な場合においては、統括長及び各ブロック長の了承を得たうえ、開催することができる。
- (3) 全体共同実施会(研修を含む)の企画・運営は、総括長及び運営責任者、指導助言は統括長又は事 務局長が行う。
- (4) 全体共同実施会は、長期休業期間等において必要に応じて開催する。なお、実施内容の早急な取組 が全市的に必要な場合においては、統括長及び事務局長の了承を得たうえ、開催することができる。
- (5) プロジェクト共同実施会は、統括長及び事務局長の了承を得たうえ、必要に応じて開催する。

4 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

付 則

- この要綱は平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は平成27年4月1日から施行する。

平成29年度 事務の共同実施 年間計画表

拠点校名: 宇部市立上宇部中学校

【全体会議・グループ会議等】

年月日	会 議	名	会	場等	等	参 加 者	内	容
29. 5月 中旬	共同実施 運営協議会	①	宇部市湖水ホ			○宇部市教育委員会 ○小中学校長会長 ○小中学校教頭会長 ○小中学校 教務主任会長 ○小中学校	①共同実施要綱等の共通 ②今年度運営方法・事業	
29. 2月 下旬	共同実施 運営協議会	2	宇部市湖水ホ			事務研究会理事長 ○拠点校長・事務長 運営責任者 ○ブロック代表校長 事務職員	①今年度事業の報告 ②来年度事業実施計画の	説明
29. 4.14 15:30~ 16:30	全体共同実施	i会 ①	川上小	学校			①共同実施要綱等の改正 ②今年度事業計画の説明 ③各ブロック運営方法の	
29.8月 上旬 9:00~ 16:30	全体共同実施	i会 ②	宇部市湖水ホ	_		○字部市教育委員会 (事務局長) (連結長 (拠点核長) (拠点核長) (拠点校校長) (拠点校校長) (拠点校校長) (拠点校本長) (拠点被責務長) ○運道校 (連連核校	①学校運営への参画等に ○指導講話【義務教育 ○実践発修 ②実務研修 ○接遇等(講師招聘) ○旅費、事務ネット【 ○諸語等当認定関係書類 ③全体協議会 ○各プロジェクト共同 ○協議、とめ ④情報交換	課】 義務教育課】 の点検結果報告 会実施状況報告
30. 2月 上旬 13:30~ 16:30	全体共同実施	i会 ③	宇部市湖水ホ			事務職員	①全体協議会 ○ブロック等における実施状況結果の報告 ○今年度事業のまとめ ○来年度実施内容の協議 ②実務研修 ○旅費・特殊勤務手当書類の点検結果報告 ○学校徴収金取扱事務処理点検結果報告、 今後の適正処理 ○市教育委員会との意見交換会報告	
	ブロック 共同実施会	1)				○所属プロック長	【実施内容】 《中学校区における事務 ①今年度の取組内容の共 ②実施状況調査の結果報 ③各学校の定着化に向け	通理解 告
29.10月 上旬 9:00~ 12:00or 13:30~ 16:30	ブロック 共同実施会	2	ブロッ代表校			○所属プロック長 (代表校校長) (会場校校長) ○総括長 (拠点校事務長) ○運営責任者 ○所属プロック 事務職員	①取組状況の確認につい ②実施内容の取りまとめ ③今後の取組について	
30. 1月 下旬 9:00~ 12:00or 13:30~ 16:30	ブロック 共同実施会	3					①実施内容のまとめにつ ②来年度のブロック実施 ③実施内容全体について ○今年度のまとめ、来	内容の検討
29.6月 中旬 13:30~ 16:30	プロジェクト 共同実施会		宇部市勤労青		館	○宇部市教育委員会 (事務局長) ○統括長 (拠点校校長) ○総括長・運営 責任者 (班長) ○連携校事務職員 (選出による班員)	【実施内容】 《事務職員定例事務のシ ●事務処理ソフトの改 ●事務処理改善の検討 ①今年度の取組内容の共 ②実施状況調査の結果報 ③各学校の定着化に向け	修検討 通理解 告

年月日	会	議	名	会	場	等	参	加	者	内	容
	プロジェ共同実施			宇部市勤労青		会館	○宇部 i (事務 f ○統括 f (拠点 f	局長) 長	委員会	①取組状況の確認についる ②実施内容の取りまとめ、 ③今後の作業計画についる	調整について
	プロジェ共同実施			宇部市湖水市)	○総括担 責任者 ○連携材 (選出に	者 (班) 交事務理	長) 職員 :員)	①実施内容のまとめについ ②来年度のプロジェクト9 ③実施内容全体について ○今年度のまとめ、来4	実施内容の検討

【研修会等】

加沙云	【研修会等】										
年月日	会	議	名	会	場	等	参加者	内	容		
29. 4月 中旬 13:30~ 16:30	新規採用 · 臨時的任用 対象研修会	事務職員		宇部市 教育委事務局	員会		○宇部市教育委員会 (事務局長)	≪実務に関する研修≫ ①1学期主要事務の処理 ②旅費に関する事務ネッ ③適正な事務処理方法			
29. 8月 上旬 9:00~ 12:00or 13:30~ 16:30	新規採用 · 臨時的任用 対象研修会	事務職員		宇部市教育委事務局	員会		○終括長 (拠点校事務長) ○運営責任者 ○連携校対象 事務職員	《実務に関する研修》 ① 2 学期主要事務の処理方法等 ②予算の適正な執行、管理(市費、旅費等) ③適正かつ効率的な事務処理(学校徴収金等) ④中学校関係事務処理(部活動指導手当業務)			
29. 8月 中下旬 9:00~ 12:00or 13:30~ 16:30	新規採用・ 臨時的任用 対象研修会	事務職員		山陽小市民会			≪美祢・山陽小野田 ・宇部陽小野田市 教育員 ○総括長 (拠点大野・務長) ○運携校任条 事務職員	≪美祢・山陽小野田・与 [研修テーマ] ○適正かつ効率的な専 ①指導講話・・事務長 ②グループ協議 ③まとめ(協議内容報告	事務処理について 長・運営責任者		
29. 8月 下旬 9:00~ 12:00or 13:30~ 16:30	新規採用・ 臨時的任用 対象研修会	事務職員		宇部市学校給センタ	食		○宇部市教育委員会 (事務局長) ○統括長 (拠点校校長) ○総括長(事務長) ○運営責任者 ○拠点校・連携校 対象事務職員	※中堅事務職員との合同≪資質能力向上に関する①指導講話・・・市教者②実践発表(中堅事務職③グループ協議④指導講話	分研修≫ 長学校教育課		
29.12月 中旬 13:30~ 16:30	新規採用・ 臨時的任用 対象研修会	事務職員		大規模	中学村	交	○宇部市教育委員会 (事務局長) ○統括長 (拠点校校長) ○総括長 (拠点校事務長) ○運営責任者 ○連携校対象 事務職員	≪実務に関する研修≫ ①3学期主要事務の処理 ②年度末決算に向けた予 ③退職給付事務 ④特勤手当等報告の再確	, 算執行等 (交内諸会計等)		
29. 7月 上旬 13:30~ 16:30	中堅事務5対象研修			宇部市教育委事務局	員会		○宇部市教育委員会 (事務局長) ○統括長 (拠点校長) ○総括長 (拠点校事務長) ○運営責任者 ○拠点校・連携校 対象事務職員	◆学校運営への参画に関 ・講義「学校の総合ナ ◆資質能力向上に関する	」の向上について」		

年月日	会 議 名	会 場 等	参 加 者	内容		
	中堅事務職員 対象研修会 ②	宇部市 学校給食 センター	○宇部市教育委員会 (事務局長) ○統括長 (拠点校校長) ○総括長	※新規採用・若年(主事)・臨時的任用事務職員との合同研修 ≪資質能力向上に関する研修≫ ①指導講話・・・市教委学校教育課 ②実践発表(中堅事務職員) ③グループ協議 ④指導講話		
29. 1月 中旬 13:30~ 16:30	中堅事務職員 対象研修会 ③	宇部市ときわ湖水ホール	(拠点校事務長) ○運営責任者 ○拠点校・連携校 対象事務職員	◆資質能力向上に関する研修 【発表と協議】 ①実践報告「校内事務の改善について」 【報告者】事務指導員 ②事務指導員との協議 ③まとめ ④指導助言		
29. 4. 14	宇部市財務会計に 関する研修会	宇部市 教育委員会 事務局	○宇部市教育委員会 (総務課) ○総括長 (拠点校事務長) ○運営責任者 ○連携校対象 事務職員 (新規採用・ 市外転入等)	◆適正かつ効率的な事務処理に関する研修 ①学校配算費目・用途の説明 ②財務会計システムの操作説明 ③実務(市費会計事務処理)		
29.12月 中旬 13:30~ 16:30	新規採用事務職員 大規模校訪問研修 ①	大規模中学校	【指導者】 ○訪問校校長 ○訪問校事務職員 ○拠点校事務長	①指導講話 【講師:訪問校校長】 ②事務室・校舎内見学 ③指導講話【講師:訪問校事務職員】		
30.1月 中旬 13:30~ 16:30	新規採用事務職員 大規模校訪問研修 ②	大規模小学校	○應点校事務長 ○運営責任者 【研修受講者】 ○新規採用事務職員	③指導講話【講師: 訪問牧事務職員】 ④研修報告書作成、発表、質疑応答 ⑤指導助言【総括長】		

【連携校訪問支援等】

No.	年月日	支援先	支 援 内 容	No.	年月日	支援先	支 援 内 容
1	29. 5月下旬 ~ 7月上旬	· 各連携校 拠点校	①管理職に対する説明、協力依頼 ②手当認定書類の点検、指導助言 ③その他の支援、指導助言	5	年度当初 ※3	市外転入 事務職員 所属校	①共同実施事業内容の説明 ②市費予算執行事務に関する説明 ③市財務会計システムの操作説明 ④校内事務処理に対する支援
2	29.10月下旬 ~ 12月上旬		①今年度実施内容の中間報告 ②服務関係書類と実績手当関係書 類の照合・点検、指導助言 ③年末調整書類の点検、指導助言 ④その他の支援、指導助言	6	監査前 ※ 4	県費監査 対象校	①監査対象関係書類の照合・点検 ②関係書類の照合・確認結果に対 する指導助言、修正支援
3	随時 ※ 1	新規採用・ 臨時的任用 事務職員 所属校	①事務職員業務内容、定例事務等 における処理方法等の説明 ②事務処理業務に対する支援、指 導助言 ③共同実施事業内容の説明	7	随時 ※ 5	支援要請 連携校 拠点校	○事務処理の適正・効率・統一化 に向けた業務支援、指導助言
4	随時 ※ 2	事務職員	①要請業務・事務改善に対する支援、指導助言 ②その他の支援、指導助言	8	29. 4月 上~下旬	新任・ 転任校長 所属校	①共同実施事業の概要説明 ②今年度の事業計画の説明 ③校内における事業推進の依頼

- ※1 新規採用・臨時的任用事務職員所属校支援は、所属校校長との協議により、月1・2回程度を基本とする。
- ※2 若年(主事)事務職員所属校支援は、所属校校長からの要請により、年3回程度を基本とする。
- ※3 市外転入事務職員所属校支援は、該当校校長からの要請により、年度当初を1~2回程度とする。
- ※4 県費監査対象校等支援は、該当校校長との協議により、回数を決定する。
- ※5 支援要請校支援は、所属校校長からの要請により、協議する。